

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（108）」

2. 日時：平成29年4月5日 10時00分～11時45分

3. 場所：原子力規制庁 10階北会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、近田安全審査官、皆川安全審査官、
義崎原子力保安検査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他9名

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所の可搬型重大事故等対処設備保管場所の周辺における植生火災への対応について、説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

- 延焼防止措置及び熱影響に対する離隔距離の評価の考え方及び評価条件を説明すること。
- 延焼防止措置対策について、具体的に説明すること。
- 植生火災発生時の感知について説明すること。
- 大規模損壊における航空機燃料火災や竜巻などの外部事象に対する影響について説明すること。
- 可燃物を削減し、根本的に火災発生リスクを低減する観点から、植生の一部又は全てを取り払うことを含めた検討を行うこと。
- 植生火災発生時の消火活動について、延焼進展速度、熱影響範囲等を踏まえ、適切に消火が行えることを説明すること。
- 植生火災発生時の消火の位置づけをその効果への期待の有無を含めて説明すること。
- 可搬型設備の予備の保管場所及び配備数について、「予備機置場」以外へ保管する機器もあることから配備の考え方を説明すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：東海第二発電所可搬型重大事故等対処設備保管場所の周辺における植生火災への対応